

リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和7年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	先端設備等導入促進補償制度推進基金 (リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業)
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額(国庫補助金相当額)	4, 999百万円(4, 999百万円)
基金事業の目的	企業の財務負担が少ないリース手法を用いて、企業に質の高い最先端設備の導入を促進することを目的とし、リース業を営む事業者(「リース事業者」)がリース期間満了後、リース物件を売却した際の損失の1／2をリース物件の購入価額の5%を上限に補填する制度。企業の財務負担が少ないリース手法の活用を促す本制度を導入することで、市場や需要の拡大のベースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促す。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度とは、民間事業者がリース手法を活用して、先端設備等を導入しようとする場合、リース事業者と基金設置法人が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間満了後の当該物件の売却に係る損失を軽減するもの。基金の構成はリース期間満了時において、リース事業者がリース対象物件を売却した際に見積残存価額を下回る金額でしか処分できなかった場合に、その下回った金額の一部を補填するための損失補填費と、業務管理にかかる事務費となっている。
基金事業を終了する時期	【新規申請受付の終了時期】 2016年3月31日 2016/3/31(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」等に基づく指導監督に加え、平成28年度の「秋のレビュー」の取りまとめを踏まえた再点検を実施し、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について検討を行い、新規受付終了時期を1年間延長した。) 【基金事業の終了予定時期】 2034年3月31日 本事業は、リース事業者が検収を行うことで、リース開始日が決定し、事業の終了時期が確定する。2016年3月31日までの間に支援契約を締結したリース契約が対象となり、既に新規募集は終了している。後年事務も含めると2034年3月31日までに本事業が終了する予定である。
次の見直し時期	－
基金事業の目標	－

2. 見直し結果

項目		講ずる措置
過去に実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))		本基金事業では、平成27年度末に新規の先端設備等導入支援契約の募集は終了しているが、補償支援契約額は累計2,000億円となり先端設備の投資を促してきた。令和5年12月20日付行政改革推進会議決定「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえて、想定損失補填額等を見直し。見直しを踏まえた不用額の国庫返納を実施済み。
目標達成の評価		本基金事業では、平成27年度末に新規の先端設備等導入支援契約の募集は終了しているが、補償支援契約額は累計2,000億円となり先端設備の投資を促してきた。
基金の保有割合		1.00
	基金の保有割合の算出	【算出根拠】 ■計算式 保有割合(1.00) ＝(①3,864,811,523円－⑤8,863,052円)÷(②3,829,021,442円＋③26,800,000円＋④8,154,568円－⑥8,027,539円) ■各項の内容 ①令和6年度末基金残高②想定損失補填額③管理費見込額④補償料(純収入扱いできないもの(未終了分))⑤令和7年度国庫返納予定額⑥運用益 【算出根拠に用いた事業見込みの考え方】 ■計算式 ②想定損失補填額(3,829,021,442円) ＝(A)3,829,021,442円 ③管理費見込額(26,800,000円) ＝(B)26,800,000円 ④補償料(純収入扱いできないもの(未終了分)) ＝(C)8,154,568円 ⑥運用益 ＝(D)8,027,539円 ■各項の内容 (A)令和6年度末累計損失補填対象取得価額5,107,323,029円のうち最大補填額の上位3件のリース契約に対応可能な額 (B)令和7年度以降の基金設置法人管理費 (C)リース契約期間中の支援契約に係る補償料 ■事業見込みに用いた指標の積算根拠 (A)これまでの損失補填発生の実績を踏まえて、損失補填対象価額5,107,323,029円のうち最大補填額の上位3件のリース契約に対応可能な額とし、最小の費用として見込んだ。 (B)令和7年度6.5百万円、令和8年度3百万円、令和9年度3百万円、令和10年度2百万円、令和11年度3百万円、令和12年度2百万円、令和13年度2百万円、令和14年度2百万円、令和15年度3百万円。リース期間満了による管理案件の減少に伴い管理費は減少する見込み (C)補償料のうちリース契約期間中の支援契約に係るもの (D)運用益見込(令和7年度分)

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有
	運用方法変更に伴い発生した令和7年度分の運用益および不用額について国庫返納を行うこととした。	
その他	運用方法変更に伴い発生した令和7年度分の運用益および不用額を、使用見込みの低い基金として国庫返納を行うため。	

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	2,663
短期・長期信託		
有価証券		1,200
国債		
政保債、地方債	元本割れリスクが低く、固定金利で年2回の安定収入が得られるため。	1,200
その他社債等		

4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和6年度	令和7年度見込み
収入	国費	運用収入	-	8
		補償料収入	-	-
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	-	-
	前年度繰り越し		4,686	3,865
	(マイナス)返納額		-816	-9
	合計(a)		3,871	3,864
(事業等)支出	支払補償金		1	8
	管理費(※3)		5	7
	合計(b)		6	14
基金残高(a-b)			3,865	3,849
出資残高			-	-
貸付残高			-	-
債務保証残高			-	-

<交付額等>

	25年度	26年度	27年度
契約件数	11	238	336
契約金額(百万円)	1,400	63,865	134,735

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局